



1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等

出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得、入国時の検疫での抗原定量検査、入国後の自宅待機・公共交通機関不使用要請等の防疫措置の詳細は[厚生労働省のホームページ](#)を参照。

(1) 上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前14日以内に160の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否

（詳細については「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について](#)」を参照）

○「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

①再入国許可（みなし再入国許可を含む。）による再入国

②日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国

③「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者

④令和3年11月5日付け、水際対策強化に係る新たな措置(19)2.（外国人の新規入国制限の見直し）に基づいて新規入国する者

→ 下記2参照

⑤入国目的に公益性が認められる者（個別事案ごとに関係省庁協議を経た上で公益性を判断）

※例えば、ワクチン開発の技術者 等

⑥その他人道上の配慮の必要性がある場合

(2) 上陸拒否の対象地域以外からの入国

上記(1)の措置に併せ、全世界を対象に査証発給の制限が行われており、現在、原則として「特段の事情」と同様の事情がある者についてのみ査証発給

※現在、再入国の場合を除き、原則として、入国前に在外公館において査証の取得が必要

2 外国人の新規入国制限の見直し

下記(1)又は(2)の新規入国を申請する外国人については、業所管省庁から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から事前に審査を受けた場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めるもの

(1) 商用目的又は就労目的の短期間の滞在(3月以下)の新規入国

(2) 長期間の滞在の新規入国

→ 制度の概要については、[厚生労働省ホームページ](#)（水際対策強化に係る新たな措置(19)について）を参照

出入国在留管理庁発表 岐阜県 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年6月末現在)

県・市町村	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野
全国総数	29,144	2,703	362	1,975	2,432	1,322	2,781	760	348	22	110	4,008	354	10,450	1,517
岐阜県総数	704	91	2	165	123	50	48	1	5	0	22	51	0	128	18
中津川市	110	3	0	75	8	8	2	0	0	0	2	0	0	11	1
岐阜市	97	37	0	7	1	0	12	1	1	0	0	5	0	22	11
関市	49	6	0	4	23	3	1	0	0	0	0	0	0	12	0
大垣市	40	5	1	5	1	1	5	0	0	0	0	3	0	18	1
安八町	37	1	0	0	6	0	1	0	3	0	0	0	0	26	0
下呂市	35	5	1	0	6	0	0	0	0	0	17	5	0	0	1
各務原市	28	2	0	9	10	1	4	0	0	0	0	0	0	1	1
安八町	26	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瑞浪市	23	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12	0	6	0
揖斐川町	23	0	0	0	22	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
可児市	20	0	0	2	0	15	0	0	0	0	0	2	0	1	0
多治見市	19	0	0	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	10	0
美濃加茂市	17	8	0	5	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恵那市	16	0	0	9	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	1
山県市	16	10	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
郡上市	15	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	12	0	0	0
高山市	14	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	8	0	0	0
岐南町	12	2	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	1
垂井町	12	0	0	0	8	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0
海津市	11	0	0	3	2	0	4	0	0	0	0	0	0	2	0
池田町	10	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽島市	9	0	0	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
輪之内町	9	0	0	0	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1
美濃市	7	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
笠松町	7	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	0
養老町	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
関ヶ原町	6	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 本表の市町村は在留外国人の住居地の市町村である。

注3) 特定技能1号外国人が居住している市町村のみ記載している(6人以上の市町村のみを抜粋)。

注4) 令和3年6月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。